

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう！！—

第6号（平成16年3月発行）

豊能町住民生活部環境課

豊能町役場環境課 Tel 739-3419（直通）

清掃事務所 736-1190（直通）

平成16年4月1日より変わります！！

現在の分別方法が一部変更となりますのでご注意ください。

＊「植木剪定くず」を資源として毎月回収します

ごみ減量化リサイクル事業の一環として、植木剪定くず資源化事業を進めています。
平成16年度は、さらなる資源化を目指すため4月より毎月回収します。

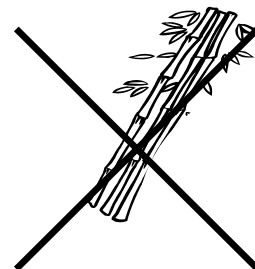
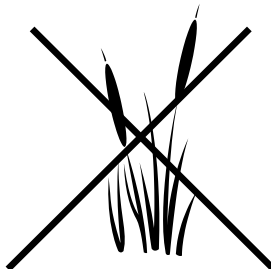
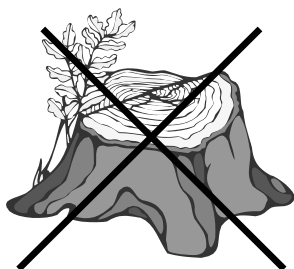
また、4月からは可燃ごみ・粗大ごみで排出された場合は、回収いたしませんのでご注意ください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

排出の注意

（注）平成20年度の排出基準です

平成23年4月から直径5cm、長さ80cm以内となっています。

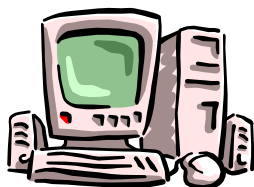
- ◎ 袋で出される場合・・・透明または乳白色の半透明袋で直径2cm・長さ20cm以内
- ◎ 結束で出される場合・・・直径10cm・長さ2m以内
- ◎ 出 す 時 間 は・・・当日の朝9時までに指定された場所に出してください
- ◎ 回 収 で き る も の・・・一般家庭の庭木の植木剪定枝葉のみ
- ◎ 回 収 で き な い も の・・・芝生・雑草・竹・花・杭・木製加工品・木の根・切り株など



*新聞紙とチラシは一緒に

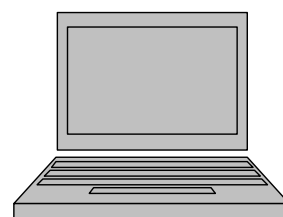
これまで、チラシ類は資源紙類の中の「その他紙類」に分別して排出していただいていたが、「新聞紙」に含めて排出できることになりました。これは、集団回収の品目にあわせることにより、わかりやすい排出ができるよう配慮したものです。排出時は新聞紙と一緒に十字結束をしてください。

*パーソナルコンピュータ（パソコン）は回収しません



家庭で使用済みのパーソナルコンピュータ（パソコン）は製造業者（メーカー）による回収・リサイクルが始まったところです。平成16年4月1日からは、粗大ごみとして排出されても回収はできません。

ただし、自ら組み立てたパソコンやメーカーが存在しないパソコンおよびプリンターやスキャナーは、リサイクルの対象外となりますので粗大ごみとして排出してください。



平成16年4月の資源およびごみ収集日

分別種類		収集地区	東ときわ台	光風台	新光風台 (保の谷含む)	吉川 ときわ台	東地区 (希望ヶ丘含む)
資源	紙類等	新聞	20	16	19	15	21
		雑誌類					
		ダンボール					
		紙パック					
		その他紙類					
		古布類					
	空きカン		27	23	22	22	28
	空きビン		20	16	16	15	21
	ペットボトル		6・13・27	2・9・23	5・12・26	1・8・22	7・14・28
	容器包装プラスチック類		6・13・27	2・9・23	5・12・26	1・8・22	7・14・28
ごみ	その他プラスチック類		20	16	19	15	21
	植木剪定くず		7	21	28	28	14
	食用廃油		役場本庁および吉川支所に回収ボックスを設置(平日午前9時～午後5時まで)				
	可燃ごみ		毎週月曜日および木曜日		毎週火曜日および金曜日		
ごみ	不燃ごみ		13	9	8	8	14
	粗大ごみ		6	2	1	1	7

* 電気冷蔵庫は回収しません

平成13年4月から施行された「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の一部が改正され、従来の4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)に加え、平成16年4月から電気冷蔵庫がリサイクル対象家電となります。これにともない平成16年4月1日より、町では電気冷蔵庫についても収集いたしません。4月以降に不用となり排出される場合は、購入された家電販売店等にお問い合わせの上、リサイクルにご協力ください。ただし、小売業者が引き取り義務のない場合についてのみ、町で引き取りを行います。なお、その場合再商品化料金と町の収集運搬料金が必要です。

電 気 冷 凍 庫	再商品化料金	4,830 円	
	町収集運搬料金	250 L 未満	3,670 円
		250 L 以上	5,250 円

* 追加区分は「電気冷蔵庫」と同じ区分です。上記料金には消費税が含まれます。

* 粗大ごみと不燃ごみの分別の目安

今までは、袋に入れば不燃ごみ・袋に入らなければ粗大ごみとして、排出をお願いしていましたが、4月以降は、概ね長辺が30cm程度で区別する事になりました。分別する目安は下記のとおりです。(排出方法は従来どおりです。)

◎ 概ね30cm未満のもの・・・不燃ごみ

◎ 概ね30cm以上のもの・・・粗大ごみ

ただし、蛍光灯類は不燃ごみで出してください

(例) 傘 ⇒ 粗大ごみ(今までは、不燃ごみ)

ただし、折りたたみ傘で30cm未満の物は、不燃ごみ

～ペットボトルの分別排出にご協力を～

容器包装プラスチック類は、ペットボトルとペットボトル以外の容器包装プラスチック類の2種類で排出をお願いしています。しかしながら、最近きちんと分別されず混合して排出されている量が増えています。ペットボトルはペットボトル本体だけを袋に入れ、ペットボトル以外の容器包装プラスチック類には混ぜないでください。これは、双方の再資源化方法が異なるためです。分別排出にご協力をお願いします。なお、ペットボトルは必ずラベルとキャップを取り外してください。取り外したラベル・キャップは、ペットボトル以外の容器包装プラスチック類で排出してください。

*解体時にハサミなどでケガなどをしないようご注意ください。

しない、させない、ゆるさない！！

～廃棄物の野焼きは法律で禁止されています～

平成13年4月1日の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、廃棄物の焼却は一部の例外を除き全ての人を対象に禁止となり、処罰（3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこの併科）の対象となっています。なお、次の場合は例外として焼却することができます。

○焼却禁止の例外

1. 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

とんど焼き等の地域の行事における門松・しめ縄等の焼却などです。

2. 農業、林業を営むうえでやむを得ない焼却

農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却などです。

3. 落ち葉等のたき火、その他日常的に営むうえで通常行われるもので軽微な焼却

暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等を行う際の落ち葉、木くず等の焼却です。ただし、周辺の家屋等に配慮し、煙や臭いなどが迷惑とならないようにしてください。特にプラスチックやビニール、発泡スチロールなどは絶対に混入しないよう十分注意してください。（*「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことをいいます。）

以上が焼却禁止の例外となっているものです。しかし、焼却以外に適正な処理方法が取れる場合は安易に焼却をしないで、できるだけ生活環境の保全を第一に考えていただきたいものです。

新しく犬を飼われた飼い主の方は、飼い犬の登録と

狂犬病予防注射をお忘れなく！！

狂犬病予防法の規定により飼い犬の登録が義務付けられています。また、年1回所有している犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。本年も集合注射を実施しますので、この機会に受けるようにしてください。

詳しい日程等は「広報とよの4月号」

でお知らせします。

日程の都合上、集合注射に来られない方は、個別に動物病院等で注射を打ってもらい、役場環境課または吉川支所にて注射済票の交付を受けてください。



この特集号は再生紙を使用しています。排出する際は、資源紙類として出すようご協力ください。